

健康経営優良  
法人2019

## 茨城支部から31社認定

大規模法人部門で2社・中小規模法人部門で29社が認定

平成31年2月21日、経済産業省・日本健康会議による「健康経営優良法人2019」の認定が発表され、全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部加入事業所から大規模法人部門（ホワイト500）2社（協会けんぽ茨城支部加入事業所として初）、中小規模法人部門からは、去年の5社を大きく上回る29社の合計31社（前年5社）が、認定されました。

なお、中小規模法人部門の健康経営優良法人の応募には保険者が行っている健康宣言事業に参加する必要があり、大規模法人部門2社も含め、今回認定された31社はすべて茨城支部の健康宣言である「健康づくり推進事業所認定制度」に参加している事業所です。

<健康経営優良法人認定制度とは> ～経済産業省HPより抜粋～

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することが目標とされています。

認定基準として、「ワークライフバランスの推進」、「健康増進・生活習慣病予防対策」、「過重労働対策」、「メンタルヘルス対策」、「法令順守・リスクマネジメント」などの取り組み状況を評価項目に置き、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」と、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」の2つの部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

### 「いばらき健康経営推進事業所認定制度」認定式・研修会が開催されました

平成31年3月12日、茨城県による「いばらき健康経営推進事業所認定制度」認定式・研修会が茨城県庁で行われました。

今回が、第1回目となる認定式では、認定事業所のPRが行われるとともに、県内外の事業所から優良事例の報告が行われ、参加した事業所は、具体的な取り組みや健康経営の効果などについて理解を深めました。

「いばらき健康経営推進事業所認定制度」は、働く世代の健康づくりを推進し、県内事業所の健康経営を推進するために、茨城県が今年度新たに創設したもので、協会けんぽ茨城支部の「健康づくり推進事業所認定制度」の認定事業所がステップアップする制度として設計されています。

### 協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所認定制度

協会けんぽ茨城支部において健康経営に取り組む事業所さまを「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートいたします！

これまでに**522社**が健康づくり推進事業所として認定されています。（平成31年2月1日現在）  
「健康経営優良法人」（中小規模法人部門）や「いばらき健康経営推進事業所認定制度」で認定事業所となるためには、まず、「健康づくり推進事業所」として認定されることが必要です。

ぜひあなたの会社でも健康づくり推進事業所宣言をしてみませんか？

<お問い合わせ先：029-303-1584  
(保健グループ)>

**認定証が発行された事業所さまは、評価に応じて筑波銀行または常陽銀行から融資を受ける際に金利優遇が受けられます！\***

※別途金融機関による審査があります



お願い

退職等により健康保険委員を変更する際は、「健康保険委員変更届」をご提出ください。用紙は、協会けんぽ茨城支部のHPからダウンロードいただくか、同封の「健康保険委員変更届」をご提出ください。

# インセンティブ(報奨金)制度—その1—

協会けんぽでは、平成30年度から「インセンティブ(報奨金)制度」が導入されました。

この制度は、**加入者及び事業主の皆様**の健康づくりに関する取組みを、右の5つの評価指標に基づき評価し、その結果上位23支部にインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げられる制度です。

今回は、評価指標①特定健診等の受診率についてご案内いたします。

## 5つの評価指標

- |   |               |
|---|---------------|
| ① | 特定健診等の受診率     |
| ② | 特定保健指導の実施率    |
| ③ | 特定保健指導対象者の減少率 |
| ④ | 要治療者の医療機関受診率  |
| ⑤ | 後発医薬品の使用割合    |

## 『評価指標① 特定健診等の受診率』アップに向けて

毎年、健診を受診してください。

加入者の皆様ができる健康づくりの取組み

○被保険者の方(加入者ご本人) ⇒ 生活習慣病予防健診の受診

※生活習慣病予防健診を利用されない事業所様は、事業者健診(定期健康診断)結果データを協会けんぽへご提供ください。

○被扶養者の方(加入者ご家族) ⇒ 特定健診の受診

### Pick up

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない事業主の皆様へ  
事業者健診結果データ(40歳から74歳の方)の提供をお願いします

事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて、会社が従業員に行う定期健康診断のことです。データ提供していただきたい方は、協会けんぽに加入している40歳から74歳の加入者ご本人(被保険者)で事業者健診を受診された方が対象です。  
(協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方は、ご提供いただく必要はありません。)

### ■健診結果を提供することにメリットはあるの？

○データを提供いただくと、協会けんぽの健診受診率に加算することができます。

インセンティブ制度の評価指標のとおり、**健診の受診率が高いほど、保険料率を引き下げる方向に働きます。**

(データをご提供いただけないと、上記インセンティブ制度では、健診受診率に反映されません。)

○保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料でご利用いただけます。

### ■健診結果の提供に個人情報保護法の問題はないの？

事業者健診結果データを協会けんぽへ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条で義務付けられており、**事業主の皆様が責任を問われることはありません。**

### ■データ提供の方法は？

健診を受診した医療機関により、下記の2つの方法に分かれます。

#### ①データ提供同意書を提出する

健診結果を協会けんぽに直接データ提供できる病院(※)で健診を受けた場合は、データ提供同意書を協会けんぽにご提出ください

#### ②健診結果のコピーを提出する

健診結果を直接データ提供できない病院で健診を受けた場合は、会社で一人ひとりの健診結果をコピーして、協会けんぽにご提出してください。

(※)平成31年3月現在、健診結果を協会けんぽに直接データ提供できる県内の医療機関

- 公益財団法人 日立メディカルセンター
- 医療法人社団 青洲会 神立病院健診センター
- 一般財団法人 茨城県メディカルセンター
- 取手北相馬保健医療センター 医師会病院
- 公益財団法人 茨城県総合健診協会
- 白十字総合病院
- 一般財団法人 全日本労働福祉協会 茨城健診センター
- 医療法人社団 東仁会 東部地区共同診療所

詳しくはホームページをご覧ください  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

＜お問い合わせ先＞協会けんぽ茨城支部 保健グループ 029-303-1584

 **全国健康保険協会 茨城支部**  
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索 

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>  
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580